

文教福祉委員会

平成30年2月27日（火）

午前11時29分～午後3時16分

議会第2会議室

【出席委員】松永憲明委員長、堤 正之副委員長、御厨洋行委員、西岡真一委員、
松永幹哉委員、重田音彦委員、池田正弘委員、白倉和子委員、
山下明子委員

【欠席委員】なし

【委員外議員】なし

【執行部出席者】

- ・教育委員会 東島教育長、江副福教育長兼社会教育部長、池田学校教育部長
- ・子育て支援部 藤田子育て支援部長
- ・富士大和温泉病院 佐野富士大和温泉病院長
- ・保健福祉部 田中保健福祉部長
ほか、関係職員

【案 件】

- ・付託議案について（議案審査、採決・まとめ）

○松永憲明委員長

それでは、本委員会の審査日程をお諮りいたします。

お手元に配付しております審査日程案のとおり進めたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議がないようでございますので、この審査日程どおり審査を行います。

なお、付託議案の審査のために現地視察を希望される場合は審査終了までに申し出てください。

それでは、日程に基づき、付託議案の審査を行いますので、学校教育部以外の職員は退席していただいて結構でございます。

◎関係職員以外退席

○松永憲明委員長

それでは、議案審査に入ります。

第10号議案を審査いたします。執行部からの説明をお願いいたします。

◎第10号議案 平成29年度佐賀市一般会計補正予算（第6号）中、第1条（第1表）歳出第10款関係分、第2条（第2表）第10款 説明

○松永憲明委員長

それでは、今説明をいただきました件について、委員の皆様からの御質疑をお受けいたします。

○重田委員

99ページ、心の教育充実事業ということで、結果的に未設置になったということなんですけど、理由は。

○中村学校教育課長

今年度、小学校、中学校の講師がなかなか配置できないような状況にありまして、今まで生活指導員とかサポート相談員とか、特別支援学級支援員とか、いろんな職種のところに応募していただいていた方が講師のほうにほとんど移らざるを得ないような状況にございまして、それで、サポート相談員を希望してくださる方とか、こちらからお願いして、してくださる方というのがなかなかいらっしゃらなくて、最終的に、北部の場合は小規模校がありまして、距離的にも遠いところがあるので、かなりの学校数を回らなければいけないので、そちらのほうをやっていただく方が見つかりませんで、何度もハローワークにお願いしたり、募集をかけたりましたが、最終的に配置ができない状況になりました。

○重田委員

そしたら、小・中学校の講師はなぜ集まらないんですか、その理由は。

○中村学校教育課長

昨年度の段階で、定年前退職の方がかなり多かったということ。これが、教員採用試験等が終わって、次年度の教員の定数が決まった後に、定年前にいろんな自己事情でやめられる方が多くなったということと、それから特別支援学級が大幅に増級いたしまして、その分で欠員が物すごく多くなってしまって、小・中学校合わせて相当な数になってしまったために、実は小学校の教員が特に足りませんで、中学校の先生方が臨免で小学校のほうに移らざるを得ない状況も出てきているような状況があって、それで、それ以外のところにかかなり影響が出てきたということでございます。

○重田委員

はい、わかりました。

そしたら、この事業というのは、来年度、平成30年度も当然続けていくんですね。抜本的にやっぱり先生の採用とか、そういう部分を含めて考えていかんといかんとやなかかなと。そういう部分で、次年度に対してどういうお気持ちでいかれるのか、それについてお伺いします。

○中村学校教育課長

まずは県のほうに採用定数をもっと早く確定していただいて、そして、こういう欠員が多い状況がないようにということをお願いをして、定年前退職される方の希望調査が今までは2学期にあっていたんですけれども、これを1学期のうちに状況把握ができるようにと

いうことでお願いをしました。

それから、特別支援学級についても、増級の見込みがあるところについては、6月段階である程度の数を、もう予測で構わないので、上げていただきたいということで県のほうに調査をお願いしまして、各学校にお願いし、採用前にある程度の定数の確保ができるよ
うにということを進めさせていただいております。

それとともに、県のほうには、この定数改善というのがきちっとできるように、抜本的に見直しをしていただくよ
うにということで、教育長会を通じて、ずっと続けてお願いをしているところでございます。

○重田委員

はい、わかりました。

そしたら、教育長会でお願いしているということなので、教育長、その会議ではどうい
う感じなんですか。

○東島教育長

これについては、根本的に教員の数が足りないというのがございます。それと同時に、
今ちょうど大量退職を迎えておまして、かなりの定数をとらないと、本務者では賄えな
い状況の中にあります。

そうかといって定数をうんと下げますと、教職員の質とのかかわりが出てくると。その
ジレンマがございまして、できるだけ欠員をふやさないように、県のほうに努力して
いただくよ
うにはいつも要請をしております。県のほうもそのつもりで採用試験をやっている
ところでもございます。

○松永憲明委員長

いいですか。

そしたら、今、中学校の先生の免許を持っておられて、小学校の担任をされている人は
どれくらいいらっしゃいますか。

○中村学校教育課長

具体的に何人が担任で何人が少人数T Tとかの級外なのかというのは、ちょっと今資料
がないからわからないんですが、今、臨免の方は佐賀市だけで12名いらっしゃいます。

○松永憲明委員長

16じゃなかったかな。

○中村学校教育課長

いや、12名だったと思います。そのうち、大体、そうですね、ちょっと記憶が曖昧なん
ですが、大体半分ぐらいは担任をしていただいていたというふうに思います。

例えば、大規模校とかだったら、少人数T Tの枠が複数ありますので、そこについては、
少人数T Tとかでお願いするというようなことは可能なんですけども、どうしても小規模
校等がぎりぎり学級増とかになった場合に欠員を配置せざるを得なくなって、その中で

担任をしていただいているところもあります。

それについては、なるべく次年度以降、そういうことにならないようにということで、努めているところでございます。

○松永憲明委員長

大変先生には御苦労さまだと言うしかないんですけども、保護者の受けとめ方というのはどうなんですか。

○中村学校教育課長

実際、臨免でされた方でも非常に意欲を持って、中学校しか経験がないということで、逆に、小学校の子どもたちに積極的にかかわろうとか、それから、一生懸命教材研究とかを勉強しようということで、本当に子どもたちとも保護者の関係ともすばらしく進めていただいている学校もあって、この先生でよかったという非常にいい評価をいただいているところもあります。

ただ、なかなか子どもたちや保護者の関係が中学校と違うので難しいというところで、実際途中でやめられた方もいらっしゃいました。そこについては、また新たに別の方を配置するというような状況もありますので、そこら辺は本人の資質とか能力とか意欲の問題もありますので、難しい状況にあることは間違いないと思っております。

○松永憲明委員長

本人の問題というよりも、教育行政の問題だと私は思っておりますので、ひとつよろしくお願いしておきます。

ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

それじゃ、第37号議案の説明をお願いします。

◎第37号議案 平成29年度佐賀市一般会計補正予算(第7号)中、第1条(第1表)歳出第10款、第2条(第2表)、第3条(第3表) 説明

○松永憲明委員長

じゃ、今の追加補正の分について、皆様方からの御質問はありますか。

○重田委員

国の補正予算が成立したからということで、これはいつ成立したんですか。

○片渕教育総務課長

2月1日に国のほうは成立しているんですけども、文科省から佐賀県に内定のお知らせが来たのが2月20日でございます、県から佐賀市のほうに、2月21日にメールにて内定通知が参りました。

○重田委員

いつも多分文科省は遅かですよ。補正はほかのところも一緒だからですよ、その時点でしたら多分追加補正はせんでよかとよね。そっちに言われても困るでしょうけど。そう

いう要望というのもやっぱりしていかないかんとですよ。もう二度手間というかですね。

○片渕教育総務課長

これはいつも早目にとということで、期成会を通しまして、国のほうには毎年、ばたばたになりますのでお願いしているところなんです、文科省のほうは準備ができておりまして、今回は財務省のほうはなかなか難航していたというふうにお話を伺っております。

○松永憲明委員長

ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

なければ、以上で学校教育課分は終了いたします。

ちょっと皆さん方にお諮りいたしますが、社会教育部のほうまでやりますか。それとも昼食休憩に入りますか。

(「休憩」と呼ぶ者あり)

休憩ですね。

それじゃ、教育長、申しわけないですけども、また足をお運びください。ちょっと委員会としては休憩に入るとのことです。

それでは、休憩をいたします。

そしたら、次は午後1時再開としたいと思います、いいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

そのとき、手帳を、スケジュールがわかるものを持ってきておいてください。視察日程等についての協議もしたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

◎午前11時59分～午後1時00分 休憩

○松永憲明委員長

それでは、午後の部を再開いたします。

議案審議に入りたいと思います。

まず、社会教育部のほうで第30号議案を審査いたします。

執行部から議案の説明をお願いいたします。

◎第30号議案 佐賀市公民館条例の一部を改正する条例 説明

○松永憲明委員長

ただいまの第30号議案について、委員の皆様のお質疑をお受けいたします。

○山下明子委員

教育委員会のある大財別館から協働推進課のある白山の商工ビルに移すということなんです、委員会として、公民館長たちとお話し合いをするときでも、今の協働推進課と社会教育課との関係で、なるべく一本化してほしいという意見が出たりしていたことはよくわかっているんですけども、一方で、社会教育課に携わった方たちの話を聞いていますと、やっぱり公民館をより広く市民に根づかせていくというためにも、教育の視点があっ

たからこそできてきたということがあって、公民館の権限自体は、今でも社会教育課にあるわけけれども、実質がそこから市長部局に寄るような感じの扱いになっていくというのは果たしてどうなんだろうかという懸念が示されてきているんですね、そこに携わった方たちからは。

だから、そこら辺がよくほかの議案のところでも、今までと変わりませんよという答弁がずっとさっきもあっていましたけれども、何か本来の社会教育施設としての公民館を統括する中央公民館という場所が教育委員会のほうから動くというのはいかがなものかなという思いがするんですけどね。そこら辺はどのような意見集約だとか、議論だとかされてきたのか、そこら辺をちょっとお聞きしたいんですが。

○百崎社会教育部副部長兼社会教育課長

意見集約、議論という今の御質問でございますけど、中でちょっと議論はいたしました。

そもそも中央公民館の役割がどうなのかということをお説明いたしますと、市内全ての公民館の中核として、中心的な役割として連絡調整、連携、ネットワークを図ることが一つの目的でございます。それと、国、県、市の他部局との、外部機関との連携を図る窓口になる場所もございます。それと、単独の公民館ではできない事業であったり、そういうのを複数間であったり、全市的な事業として取り組むところの取りまとめであったりがございます。これについては、今でも協働推進課で担っている部分も幾らかございます。

中央公民館の館長というのは、私、社会教育課長でございます。毎月の公民館長会議と申しますけど、そこに出席していろいろ意見交換をしたりということもございまして、必要であればフォローしていくということもやっております。

それも今、協働推進課と一緒にやっているようなところもございまして、実態的には、移ることによって現場のほうの心配というのはまずないかと思っております。そういう議論で移すという形になっています。

○重田委員

済みません、ちょっと。

そもそも、中央公民館でないものをなしせんといかんのですかね。ないといかんとですか、中央公民館って。

○松永憲明委員長

ないといけないかということ。

○百崎社会教育部副部長兼社会教育課長

ほかの自治体でもそうですけど、複数公民館があって、そこを取りまとめたり、ある程度事業を統括的にやっていくとか、複数モデル的にやっていくとかいう機能もございまして、公民館がないところでも持っているところはいっぱいございます。

それと、国の文部科学省、元文部省なんですけど、そこからの通知でも複数公民館としては、その連携だったり、ネットワークだったり、調整だったり、そういう公民館が必

要ですよということもありますし、佐賀県の公民館連絡会というものがございます。そこについても中央公民館の必要性というのは言われておりますので、それを踏まえて我々は中央公民館というのを今やっているところでございます。

○重田委員

そいけん、絶対せんといかんとやなかとですよ、今の答弁を聞いたら。

○百崎社会教育部副部長兼社会教育課長

法的に中央公民館を設置しなさいということはございません。

○重田委員

そしたら、何か形もないものをですよ、中央公民館じゃなく、教育委員会に中央公民館の機能を持たせるとか、そういう部分のほうがわかりやすい……ほかのところでも、神崎に行ったら、ここは中央公民館ですよ、多久も中央公民館はここなんですよという話があるんですけど、形もないものをね、透明なのを見て、何かあるでしょうがという感じに聞こえてですよ。そいけん、そういうことじゃなく、わかりやすく条例のごたつとはつくったほうがよかとじゃなかですか。そういう機能を協働推進課内に持たせますという形でいいんじゃないですか。それを判断するのが私たちと思うばってん、実質ないものをですよ。

それで、拠点というけど、拠点じゃなかですよ、基本的に。場所もなかしですよ。場所がちゃんとあるならそういう話になっていくと思うんですけど、実質何もなかばってんが、こういう形をしとったほうがよかけん、そういう名前にしておりますという話ですよ。それでなくて、実質小学生が聞いてでもわかるような形にしとったほうがいいんじゃないですか。

○百崎社会教育部副部長兼社会教育課長

先ほど山下明子委員のほうからも御質問があった議論の分でございますけど、今、重田委員が言われたような議論も確かにやりました。

実は、平成28年に今まで支所の教育課ですね、教育出張所があって、そこに専任の館長を張りつけたとき、やはりほかの公民館、旧市の19公民館と講座であったり教室であったり運営の仕方というのをある程度均一化というか、その辺のフォローも必要でしたし、そこにいろいろ悩み事だったり課題だったり出てくるんですよ。その取りまとめというのを中央公民館の機能としてやっているところでございまして、今度、松梅公民館も平成30年度に、ことしの4月ですね、開設するというのもあって、今の機能は引き続き持つておこうという議論で、今回、条例を上げさせていただいておるところでございます。

○重田委員

私が言っているのは、機能を持たせるなという話じゃない。そういう機能は持つとるばってん、実質そういう建物とか館はなかとけんですよ。そいけん、中央公民館的機能を社会教育課に持たせるという部分で。そいけん、公民館と実質なかとをする必要があるのか、

その議論を私聞いているんですよ。

○松永憲明委員長

課長、今、重田委員が言われているのは、建物もない、部屋も何もないのに公民館という名称をつけるということについての違和感を言われているわけであって、例えば、事務局という名前はどうかですか。佐賀市公民館事務局と、中央とかなんかつけずに。それはだめなんですか。

○百崎社会教育部副部長兼社会教育課長

先ほども申しましたが、文部科学省のほうからとか、県の公民館連絡会の中で中央公民館という位置づけもされていますし、機能的にもこういう機能ということでされておりますので、そこを踏まえて公民館という名前を、看板というか、立てているところでございます。

○松永憲明委員長

部長、ちょっと補足としてありますか、今の。

○江副社会教育部長

今、重田委員が言われることも重々わかっておりました。私もこの所管部に来て、中央公民館というのは存在が、これはもうかなり前に設置されたものだと思いますけど、その当時から施設を持っていないし、中央公民館を今、百崎副部長のほうで説明したとおり、統括というか、やっぱり公民館の調整機能の役割として、対等の立場、あるいは取りまとめの立場として、中央公民館の館長というのは今も機能していますので、屋敷というか、施設がなくても、機能としては、やはり今の段階では持ってもおかしくないし、その機能を果たしているのかなとは思っております。

今回、場所をかえると。中央公民館の施設は持ってないけど、条例上も廃止しないというのは、今の理由で存続をさせる必要がまだあるんじゃないかと私自身も思っております。

○重田委員

そしたら、済みません。今、中央公民館の館長は誰なんですか。

それと、その後、移管されてどうなるんですか。

○百崎社会教育部副部長兼社会教育課長

今の館長は私です。社会教育課長になります。

移管した後は、新たにできる地域振興部公民館支援課の課長になるものと思います。

○重田委員

そしたら、辞令もそういう形でやられているんですかね。

○百崎社会教育部副部長兼社会教育課長

教育委員会からの辞令を私はもらっていますので、ことしの4月にも新たに辞令が出るものと思います。

○重田委員

そしたら、あと1点、最後。

今、中央公民館という建物、館がないということなんですが、将来的にはどうなのか。それはやっぱり中央公民館的な部分をつくっていくのか。反対にこれはこういう機能でそのままやっていくのか、それについてちょっとお願いします。

○江副社会教育部長

機能の面で存続させる必要があるということ、で所在地を含めて今回の条例改正で場所を商工ビルのほうに移すということだけで、今現在、私はその中央公民館という施設をつくろうとは全然考えておりません。

というのは、それぞれ今現在、先ほど松梅の話も出ましたが、これで32館全ての自治会単位に公民館を設置することになりますので、改めてその中央公民館の施設とは想定しておりせん。

○池田委員

そしたら、現在、その中央公民館の看板とかはあるんですか。

○百崎社会教育部副部長兼社会教育課長

ございません。

○池田委員

条例であって、場所もこうやってうたわれているなら、やっぱり看板なり、事務所の入り口のところに中央公民館の看板ぐらいあってもよさそうな感じはしますけども、その辺はどうなんですか。

○江副社会教育部長

非常にわかりにくいお話をさせてもらったので、今の御意見については、看板というか、所在地もここで改めて設置いたしますので、それはちょっと検討させてください。

○百崎社会教育部副部長兼社会教育課長

一応ホームページには中央公民館ということで御案内もさせていただいております。

○松永憲明委員長

だから、検討すると今言われたから、それ以上はもうないでしょう。

(「はい」と呼ぶ者あり)

ほかにございませんか。

それでは、次の第10号議案のほうに移ります。

執行部からの議案の説明をお願いします。

◎第10号議案 平成29年度佐賀市一般会計補正予算(第6号)中、第1条(第1表)歳出第10款中、関係分 説明

○松永憲明委員長

それじゃ、委員の皆様から御質疑をお受けいたします。

○山下明子委員

105ページの佐野常民記念館のところで、学芸員が見つからなかったという話が出ました。

それで、何か今回、学校教育部のほうもなんですが、いろいろな人たちが集まらない、見つからないというのが続いているんですが、この場合はどういう状況であったか御説明をお願いします。

○百崎社会教育部副部長兼社会教育課長

2回、公募をかけたと今お話し申しあげました。

複数人の応募はあるんですけど、面接する中でスキルのなことであったり、知識であったり、そういう部分が学芸員としてどうかなということで合格者が出なかったという部分、それと、1人合格者を出したんですけど、その方が辞退されてという形でございます。

ただし、来年度、4月からの分でございますけど、先日公募を行いました。合格となる適任者がございまして、来年度から2名体制によって運営できるような形になっております。

説明は以上でございます。

○重田委員

教育長、山下明子委員の部分と重なりますけど、やっぱりもう世の中、どうも人手不足になるよごたっですもんね。それで、それに対してやっぱり対応というのをちゃんとしとかんと、教職員の質を落とすたくないというお話があったんですけど、それやったら誰でも該当せんよというお話もあっけんですよ。その辺、長期的に何か考えを持ってやっていかんと、学芸員もやっぱりそれなりの知識というのがちゃんとなからんといかんと思います。その辺どうなんでしょうか。

○東島教育長

確におっしゃるとおりでございます、今、人手不足です。したがって、できるだけ退職された方の再雇用をウエートをかけて、お話をさせていただいております。そして、できるだけ教育の質を落とさずに定数も満たしていくと、この方向で県とも十分話をしていっておりますので、できるだけその方向で頑張ってまいりたいというふうに思っております。

○重田委員

それもいいと思うんですけど、ただ、後継者を育てないことにはですよ、長期的な考え方として。

反対に、退職した人たちが若手を育てるといふか、そういう仕組みも何かつくっていかんといかんと思わなかなあと思っておりますよ。

端的に何年かはその仕組みでよかと思っておりますけども、多分、定年も65歳ぐらいまでに全部なっていくと思うんですよ。だんだんそういう人がいなくなるんじゃないかなと思う

んですけど、どうなんでしょうか。

○東島教育長

根本的なものは、教員養成課程にあると思っています。そういう関係で、県内にある教員養成課程の学校とは今連携をとりながら、学校の定数の問題、教員の佐賀県のニーズとあわせた養成の問題、こういうことについては、大学のほうとも話をしながら進めていっておるところでございます。

○松永憲明委員長

学芸員については、学芸員の将来的なものを含めては。

○東島教育長

学芸員については、ちょっとそこまでのところ、私のほうでは手は出しておりません。

○重田委員

どうも教育長、そればかりでは多分だめじゃないかなと思うんですよ。基本的に、やっぱりいろいろ聞きよったら、佐賀で採用と思っていたら福岡でと。福岡が給料よかもんねと。民間は特にですね。そういう部分でそっちに引っ張ると。佐賀だけでは何とか回よねという話があるかもしれませんが、隣県、近くの部分も踏まえて計画していかなと、どうしてもいろんな部分というたら福岡が条件がいいところのあるけん、そういうのはどうなのか。その辺まで総合的なやり方をしていくべきじゃないかなと思いますけど、どうなんでしょうか。

○東島教育長

教員に限って言いますと、九州各県で、話し合いを随分しております。

その中で、基本的に教職員の 경우에는、自分の地元に戻る、給料の云々よりも地元で教員をしたいという思考が強いようです。ただ、佐賀大学は今、3分の1が県内で、あとはほとんど県外なんですね。だから、自分の地元に戻るというケースが多いものですから、できるだけ佐賀に残したいという頑張りどころはしているんですけども、全県的に、あるいは九州一円を考えたときに、そこら辺は対策を練っていかなければいけないかなと。ただ、非常に難しい問題でもございます。

○山下明子委員

先ほどの私の質問に対して、百崎課長のほうからですかね、1人見つかったけれども辞退、それはどういう理由だったんですか。

○松永憲明委員長

誰かわかる人でいいですよ。

○百崎社会教育部副部長兼社会教育課長

経過を申しますと、合格通知を出した後に辞退があったという話で、理由までは、こちらのほうで把握しておりません。

○山下明子委員

ちょっと先ほど重田委員の質問もあったもんですからね。そういうこともあるのか、個人的なほかの理由があるのかということもあるんですが、わかりました。

それで、今、教員の話ばかり出ていたんですが、結局学芸員というのは、図書館における司書と同じように、その施設を生かすも殺すも人だという場合のやっぱり専門職ですよ。だから、教職員が不足しているという話と保育における保育士がいない、学童保育では指導員がいないと言っているのと本当にどこも同じような状態ですが、学芸員を必要とする施設を持っている以上、そこは学芸員をどうやって引っ張ってくるかとか育てるかとか、その世界がどうなっているかというところは、やはり教育委員会のほうできちっと関心を持って育てていくというのがないと、さっきも言われましたが、お任せになるということですか、受け身でいると何かちょっとよくないのではないかなと思います。

だから、徴古館にもおられるとか、いろいろありますよね。ですから、そういう人たちとも交流しながら、何せそういう専門職をきちんと育て持ってこれるというような何かネットワークといいますかね、そういうことを含めて、もう少し踏み込んだ対応策が私も必要だと思います

○松永憲明委員長

何かありますか。

○百崎社会教育部副部長兼社会教育課長

今言われるのはごもっともだと思っております。

実は公募を2回かけたというお話をしました。そのときは、やっぱり近隣の博物館だったり、資料館だったり、館長のほうにお話をし、誰かいい人おらんやろうかというお話をしながらしても、この状態でございます。

ただ、今言われるように、その館で育てるとするのは非常に大切なことだと思っておりますし、それが来館者の方につながっていくという形になりますので、そこは非常に重要なことだと思っております。

○重田委員

学芸員の勤務体制と給料はどれぐらいなんですか。

○社会教育課副課長兼総務企画係長

勤務体制は9時から5時、給与は月19万1,000円ぐらいです。

○松永憲明委員長

重田委員、いいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

ほかにございませんか。

協働推進課の鶴課長にお聞きしたいと思って忘れておったんですけど、専門職種で1名退職というのがありましたね。あれは何か、理由はわかりますか。

○鶴協働推進課長

ちょっとプライバシーのことにも関することなので、余り詳しくは申し上げられませんけれども、持病がよろしくないということで、あとの勤務に耐えられないということでの申し出でございました。

○松永憲明委員長

身体的な都合だったわけですね。わかりました。

なければ、社会教育部の審査をこれで終了いたします。

では、御退室いただいて結構です。

◎執行部入れかわり

○松永憲明委員長

それでは、議案審査に入ります。

第10号議案を審査したいと思います。

執行部のほうから議案の説明をお願いいたします。

○藤田子育て支援部長

補正の説明は副部長のほうでさせていただきますけども、12月の全員協議会の中でも御説明いたしましたが、今回保育園施設の補助金の事務につきまして不適切な処理がございました。それに対しまして、市民の方に、また、議員の方々に対しても信頼を失墜したところでは、まことに申しわけありませんでした。

今回、私も処分を重く受けとめて、再発防止に全力で取り組みたいと思っております。これからもよろしくお願いいたします。

そしたら、副部長のほうから説明させます。

◎第10号議案 平成29年度佐賀市一般会計補正予算（第6号）中、第1条（第1表）歳出第3款関係分 説明

○松永憲明委員長

それでは、委員の皆様の御質問を受けます。

○西岡真一委員

国庫返還金の予算ですけれども、57ページか。私立保育園特別保育対策事業費補助金返還金1,256万1,000円に対して、29ページは歳入のほうですけれども、雑入1,884万円が上がっています。それから、同じく施設整備事業費補助金返還金が歳出1,428万3,000円、歳入のほうが1,606万8,000円という雑入が上がっております。この金額の食い違いをちょっと説明してください。

○成富保育幼稚園課長

市の負担分になります。およそ4分の1が市の負担になりますので、その分が金額の差となっております。

全部をお返しいただいて、返還する分については国と県にお返しする分が歳出として予算化されているところでございます。

○西岡真一委員

歳入のほうが大分大きくて、市から歳出するほうが少ないので、この差がちょっとどうなのかなということなんですよ。もらったお金が手元に残るということはないと思いますけれども、素直に見ますとですね。

○成富保育幼稚園課長

まず、延長保育でございますけども、3分の1が市の負担になりますので……

(発言する者あり)

はい、3分の1でございます。失礼しました。

延長保育の分については、3分の2の分を国と県にお返しするというので、3分の1の分が歳入として多くなっているところでございます。

整備のほうは12分の1が市の負担になりますので、12分の1の分だけ歳入のほうで多くなっているかと思えます。

済みません。9分の1が市の負担としてなっているということです。

○松永憲明委員長

ばらばらに答えが何回も出て、何が本当なのかよくわからんから、整理してもう一回きちっと言ってください。

○成富保育幼稚園課長

施設整備は9分の1が市の負担になります。延長保育は3分の1が市の負担になります。そのほかの部分国と県の負担になるということでございます。

○松永憲明委員長

西岡真一委員、いいですか。

○西岡真一委員

わかりました。市の負担というのは、市が負担した分ということですね。それを返していただくということですね。わかりました。

○白倉委員

65ページなんですけれども、エスプラッツ子育て支援センター運営経費のところ嘱託員報酬ということで、保育士が雇用できなかったということで、260万円ですかね。だから、1人分でしょうかね。

いずれにしても、1年間通じて雇用できなかったのか、その辺ですね。それと、ここは保健師も常駐されていて、子育て支援ということで、定数にもある程度制限もありますので、この減額によって雇用できなかったことによって、利用人数なんかに制限が起きたかどうかとか、その辺のところもちょっと説明いただければと思います。

○保育幼稚園課副課長

まず、年間を通してかどうかということですが、これについては年間を通してではない部分もあります。年度当初は、3名欠員があったんですけれども、それが今は2名の欠

員ということで、途中1名を任用しています。

嘱託職員がいなかったことで、嘱託職員の手助的なことをする日日雇用職員とかもちょっと増員して雇ったような実績もございますので、そういったものの財源として流用させていただいた経緯もございます。結果として、260万円の減額ということでさせていただいています。

あと、保健師とかも常駐はしておりまして、保健師については、おかげさまで平成29年度については任用させていただいて、来館者の対応に当たっております。

これによって来館者が減っているということは、済みません、統計的なものはまだとっていないんですけども、それについては、特に感じ取ってはいないところです。

○白倉委員

わかりました。結局何が聞きたかったかといったら、これを流用していろいろ使われていますので、利用者に制限をかけることはなかったと理解していいわけですね。そのところをちょっと。

○成富保育幼稚園課長

特に制限とかはございませんで、対応できたものと信じております。

○松永幹哉委員

補助金の交付漏れの分ですよね。最終的には年度がかわって、国の対応がもうできないからということだったと思うんですけども、最終的にその分だけについて一般財源から幾ら補填するのか、金額は。

○保育幼稚園課副課長

今回補填するのが406万2,000円なんですけれども、そのうち交付金相当額が361万1,000円になります。ですので、本来であれば、400万円のうち360万円が国から入ってくる予定だったんですけども、その分を市のほうで単独補助するという形です。

○池田委員

先ほどの補助金のことなんですけど、最終的にそのチェック体制というか、今後の分については、ダブルチェックをしていくということになるかと思うんですけども、具体的にはどのような体制をとっておられるんですか。

○成富保育幼稚園課長

平成28年度の実績からいきますと、どうもチェックする体制が担当1人からそのまま係長にあって課長にあっていったという経緯がございまして、その部分で副担当にきちんとチェックを入るような形で2名体制、そういったものを確立してチェックをする。

それともう一つは、係長、課長の決裁の部分で、文書決裁だけではなく、こういった大きなものについては、内容の説明をきちんとした上で、内容を確認して決裁をとるということを今年度やっているところでございます。

○池田委員

これまで子育て支援部については、多忙な面で、非常に忙しいということがあって、なかなかそういった面でできていなかったんじゃないかなというふうに思うんですけども、結構残業時間も多いうふうに聞いていますので、その辺はダブルチェックが本当にできるのかどうかというのを心配しているんですね。人員的にも本当に不足しているというのが現状ではないかと思うし、やっぱりそこら辺もしっかり改善をしていかないと、なかなか来年度、じゃあやりますと言っても、また忙しくなるというのが重なってくるんじゃないかと思うんですよね。その辺の要望とか、人員をふやすとか、そういった部分についてはどうなっているんですか。

○藤田子育て支援部長

当然、全協の中でも、市長のほうからも人員体制の整備というところで回答をいただきました。

まず、ちょっと人事課の話ですね、3月から嘱託職員を1人、窓口対応させていただきます。そしてかつ、来年度の予算も当然かかることでありますけど、嘱託職員の窓口対応の増員を今ちょっと考えております。またあわせて、正規職員の分も人事課と今協議をしているところであります。

まずは、ことしできるところ、まず1名の嘱託職員、1名の窓口対応、それによって内容のほうはかなり省力化します。結構窓口のほうの説明がですね、今いろんな新制度ができて、やっぱり20分30分かかかる状態であります。当然電話もあります。そういう意味では、窓口対応がうまく整えば、そこら辺の内容はかなり集中してできるかなと思っています。

○重田委員

チェック体制を変えていくと、担当から副担当にもちゃんといく。実際どうなんですか。それで結構仕事はふえるんですか。

やっぱり多忙というのはよく聞くんですよね。そういう部分で、反対にそういうのをチェックするのが課長だし、部長であるんじゃないかなと私は思うんですけど、副に二度手間ではなかばってん、そういうのをして、それで反対に忙しくなったら本末転倒じゃないかなと思うんですけど、どうなんでしょうか。。

○成富保育幼稚園課長

結構、補助業務というのは専門的知識が要りまして、当然私どもも勉強しておりますので、チェックできることになるんですけども、やはりその担当のレベルの見積書の1枚1枚を確認するという作業は、ちょっと私どもではとても無理な部分もありますので、そういった基本的な部分を担当と副担当でしっかり見てもらって、最終的に出てきた結果の計算ですね、そういったものも含めた最終的なチェックを説明を受けながら係長、課長のほうでやりたいというような考え方を持っております。

○重田委員

とにかくミスしないというのは大切だと思いますけど、反対に補助作業員じゃなかばっ

てん、それで非常に忙しくなったよと、そういうふうにならないように、その辺もちゃんと運用の仕方、そして、反対に人事課に行って、窓口もばってん、事務局内も1人増員をお願いするとか、そういう部分をやっつかんと、制度疲労とか、そういう部分も結構あったんじゃないかなと思うんですけど、そういうのをとにかくやって、職員に過度の負担にならないようなやり方でやってもらいたいと思います。

○藤田子育て支援部

改めて私のほうからも。

人事のほうにはちょっと話はしていますけど、当然人員体制の整備については、私も必要と思っています。そういう意味では、極力できる限りの中で、まず、着手できるところから着手をさせていただきたいなと思っています。

○松永憲明委員長

文教福祉委員がここまで言っているから、頼みます。

ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

なければ、第10号議案の審査を終わりたいと思います。

子育て支援部の職員の皆さんは退室されて結構でございます。

◎執行部入れかわり

○松永憲明委員長

それでは、富士大和温泉病院の議案審査に入ります。

第16号議案を審査いたします。

執行部からの御説明をお願いいたします。

◎第16号議案 平成29年度佐賀市立富士大和温泉病院事業会計補正予算(第1号) 説明

○松永憲明委員長

補正予算の説明がありましたけども、委員の皆さんの御質疑をお受けいたします。ありませんでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ないということでございますので、次をお願いいたします。

(発言する者あり)

もう終わりですかね。

(「はい」と呼ぶ者あり)

長くお待たせしてから、済みませんね。待たせる分待たせて申しわけありませんでした。どうも御苦労さまでございました。

◎執行部入れかわり

○松永憲明委員長

それじゃ、保健福祉部の議案審査に入りたいと思います。

まず、第10号議案を審査いたします。

執行部から議案の説明をお願いいたします。

◎第10号議案 平成29年度佐賀市一般会計補正予算（第6号）中、第1条（第1表）歳出第3款関係分 説明

○松永憲明委員長

委員の皆さん方、御質疑があればお願いします。

○重田委員

国民健康保険22億円やったですね。11億円が一般会計繰り出しで、あとは……。基本的に流れはどういう形、半分は借りていて、こういう部分、ほかの自治体もいろいろあると思うんですけど、どういうルールでそういうふうに、ちょうど2分の1やったですね。そういうルールか何かあったらちょっと説明をお願いしたいと思いますけど。

○大串保険年金課長

御説明いたします。

まず、今まで国保というのは、市町村単位で運営しておりました。国保の財政の仕組み上、歳出が最初に決まって、それに歳入が伴うということで、どうしてもやはり歳入が不足するケースがどの自治体も多いということで、赤字体質の自治体が多うございます。

今、多くの自治体がやられているのが、一般会計からの繰り入れだとか、それから繰り上げ充用といいまして、翌年度の予算からちょっと借りるという形ですね。そういう形でやられております。ですが、今度は平成30年度から国民健康保険の大改革が行われまして、県も一緒になって国保運営をやりましょうと。財政を県全体で見ていきたいと思いますという中で、この収支をきちんとやりましょうということで、単年度で収支の赤字が出ないような仕組みにしましょうと。ですから、市町村は県に納付金を納めて、県は市町村に交付金を支払うという形で、きちっとその流れができていれば赤字が出ないようにしましょうというのが新しい仕組みになります。

それをするためには、今の累積赤字というのが平成29年度までに22億円ございましたので、これを一旦ここで何とかやっぱり解消しないと。

新制度に移行した場合に非常に難しくなるということでございますので、この22億円を解消するために、一つは、先ほど委員から御質問にありましたとおり、県が広域化支援基金というのを設けまして、赤字の半分を貸しますと。無利子で、1年据え置き5年間で償還すれば大丈夫という貸し出しの基金がございまして、そこから半分を借りられますということで、22億円中の11億円は県から借りられますと。残りの11億円につきましては、今回、一般会計のほうから繰り出しという形をお願いをさせていただくという形になります。以上です。

○重田委員

そしたら、2分の1の分の11億円はわかりますけど、あとの11億円の分は、無利子という

ことなんですけど、5年間で反対に1年に2億2,000万円ぐらい払っていかなくちゃいけない。そういうのはちゃんと成り立つようにしなくちゃいけないと思いますけど、そういうのでちゃんとなっていくんですか。

○大串保険年金課長

おっしゃるように、5年間で償還しないといけないもので、5で割りますと、2.2億円ずつということになります。

これにつきましては、2.2億円をどうするかというのは、この間、議案勉強会のときにも御説明申し上げましたけども、ちょっとまだ正式には、どういう形でというのは決定しておりません。今後、財政当局等との相談の中で、保険税の負担というの、なかなか転嫁が難しいところもございますので、そこも含めた上で検討させていただきたいと思っております。

○重田委員

検討していくって、結論は大体いつぐらいに出す予定なんですか。

○大串保険年金課長

償還が平成31年度から始まりますので、当然平成31年度の当初予算を組む前には、もう方針を決定しておかないといけませんので、やはりその前には方針を固めたいと思っております。

○重田委員

そしたら、方針を決めて、この方針でいきたいというのを議会にはちゃんと説明していただくんですか。

○大串保険年金課長

当然、額が額の大きな話ですので、説明はさせていただきたいと思えます。

○重田委員

時期的にはいつぐらいになるんですか。

反対に、もう再来年の当初予算のぎりぎりに説明したよという話じゃ、ちょっと話にならんと思うですもんね。その前の基本的な考え方というか、そういう部分をして、やっぱり議員も市民の代表としてそういう部分、いろいろ話、こっちの意見もちゃんと出していなくちゃいけないのかなと思うんですけど、その時期についてどうなんでしょう。

○大串保険年金課長

いつというのは、ちょっと申しわけございません。この場ではなかなか、まだ決定していないものであれなんですけど、当初予算でぼんと出すのではなくて、何らかの形で議会のほうには御相談申し上げたいと思えます。

○重田委員

部長、いつぐらいでしょうか。

○田中保健福祉部長

今、課長が申したとおり、それまでに国保運営協議会の協議とか、いろいろあります。ただ、当初予算のほうにはどうしても上がってきますので、遅くとも12月、早ければ9月ぐらいには方向性をお伝えしたいと。決まらずとも、方向性の議論の中で、議会のタイミングをとって御説明をしていきたいというふうには考えております。

○重田委員

実際、予算の査定は多分11月ぐらいから始まるんじゃないかなと思うんですよね。12月といたらもうほぼ決まってという形なので、よかったら9月ぐらいのタイミングでやっていただいて、私たちもその心づもりでやらなくちゃいけないかなと思うんです。ぜひお願いしたいと思います。

○田中保健福祉部長

一応9月をめどに、その方向性は検討していきたいと思いますので、努力します。

○松永憲明委員長

ほかに。

○西岡真一委員

県も保険者になるということですがけれども、この22億円の赤字は、公営事業会計じゃないですからキャッシュの赤字とっておって差し支えないですかね。お金の赤字と。病院事業の赤字というのはお金がへこんでいるというわけではないですがけれども、国保会計は全くお金の収支ということでしょうか。

要するに減価償却とか資産減耗費なんかはないですよね。そういうものじゃないですから……

○松永憲明委員長

じゃなくて、全く現ナマが足らんでおるという意味かということですか。

○大串保険年金課長

おっしゃるとおりでございます。

○西岡真一委員

そしたら、この赤字は、県も入るわけですがけれども、来年度以降も佐賀市が持つておく赤字ということでもいいですよね。

○大串保険年金課長

この赤字というのは、佐賀市の国保で平成29年度までに積み上がった赤字でございます。来年度からは、平成30年度からは全然それと切り離して、平成30年度に佐賀県全体に必要な国保にかかる費用、これを県が算定をして、各市町に納付金という形で幾らずつ払ってくださいというのを示すわけですね。それに対応する形で——済みません。交付金という形で県が各市町にお支払いされると。それに対応する形で市が納付金を納めますので、この赤字はもちろん佐賀市の赤字という形になります。

○西岡真一委員

それでは、それとあわせて未収額ですね、国保税の未収というのは今どれくらいあるんでしょうか。

○大串保険年金課長

国保の収納率につきましては、平成28年度が97.25%で、全国の県庁所在市では一番高い数字を保っております。これは10年ぐらいずっと連続して保っております。

○西岡真一委員

出ていくほうですけれども、レセプトのチェックというのはどういうふうにされているんでしょうか、佐賀市の国保では。

○大串保険年金課長

レセプトにつきましては、業者に委託して点検をしております。

これも平成30年度から市町の分を一括して、今度、国保連合会が受託するという形になりますので、来年、国保連合会のほうに切りかえをしたいと思います。ただ、ちょっと一部、市のほうに業務が残る形にはなります。

○西岡真一委員

ちなみにレセプトチェック関連で市に残る業務というのはどういうものなんでしょうか。

○大串保険年金課長

レセプトにつきましては、基本的に各市町から上がってきた分を連合会のほうでチェックされますけれども、ちょっとタイムラグの部分があるんですよね。その部分について、市のほうで少しだけ賄うため、当初予算のほうに人件費分を計上させていただいております。

○西岡真一委員

ちょっとそのレセプトチェックの人件費を見たような覚えがあったわけですね。それは、人を新たに雇うわけですか。

○大串保険年金課長

はい、そのとおりになります。

○松永憲明委員長

ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

それでは、次は第11号議案、特別会計のほうに移っていきます。

◎第11号議案 平成29年度佐賀市国民健康保険特別会計補正予算(第4号) 説明

◎第12号議案 平成29年度佐賀市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号) 説明

○松永憲明委員長

それじゃ、委員の皆様からの御質疑をお受けいたします。何かございませんか。

○山下明子委員

さっき一般会計のほうで質疑があっていた分の関連なんですけど、国保のほうで、これまで繰り上げ充用で対応していたのを一度全部返しましたと、赤字解消で。単年度分の未納

の分も、平成29年度分までは全部そこに入り込んで、解消ということになっていくということなんですよ。意味わかりますか。

○田中保健福祉部長

これは、22億円の内訳ですよ。平成29年度分の赤字分まで含んだところの見込みです。ですから、確定ではございません。22億円相当だろうということでございまして、見込みです。

○山下明子委員

そうすると、最終的に確定していったときに、これからの話にもなっていく部分でもあるんですが、仕組みとして、さっき納付金と交付金の話がありましたが、これだけは必要ですよということをずっと示されていくたびに、実際集まってこないときに、介護の場合は介護納付金で何でもかんでも、とにかく要る分は納めてしまわないかんという状態が今でも介護納付金に関してはあっていますが、同じようなことになっていくということなんですか。

○大串保険年金課長

先ほどから単年度で収支がわかるようになるということで、県が示す標準保険税率というのは、納付金を納めるに必要な額をこれだけ保険税で集めれば納付金を納められますよという額になります。これが毎年出てくる形になります。

当然想定している収納率に達しない場合は足りないことも考えられますし、それ以上に収納率を上げれば、むしろ余剰金が出てくるという形になります。ですので、単年度でそういう出と入りをきちんと管理するという形で取り扱いを行っていきたいと思います。

今ちょっと御懸念されてある介護と同じようにという話になりますけども、やはり医療費がどんどん今、右肩上がりに上がってきていまして、どうしても給付費というのが非常に伸びている状況でございますので、ここを何とか抑えることで保険料のアップに反映しないような取り組みというのがこれから大事になってくるかというふうに思っているところでございます。以上です。

○松永憲明委員長

ほかにないですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

なければ、以上で終わりたいと思います。ありがとうございました。

保健福祉部の皆様は御退室いただいて結構です。お疲れさまでした。

◎執行部退室

暫時休憩をしていきたいと思いますが、何時から始めましょうか。

3時5分までという話が出ておりますけども、いいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

じゃ、暫時休憩いたします。

◎午後2時49分～午後3時05分 休憩

○松永憲明委員長

それでは、文教福祉委員会を再開いたします。

まず、現地視察についてお伺いいたしますが、いかがいたしましょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

今、この先議分の議案に関してです。それはまた、平成30年度議案、予算関係等についてはまた別にありますので、重田委員ありがとうございました。

それでは、採決に移りたいと思いますが、何か反対の御意見はございますでしょうか。

○山下明子委員

私は、第30号議案の佐賀市公民館条例の一部を改正する条例に関しまして、社会教育の一環として行ってきた公民館のことを、主は社会教育から外すわけではないとしながらも、中央公民館を白山の商工ビルに移すということになると、やはり場所が変わるということは、そこについて果たしてどうなのかという懸念をする立場から、これには賛成できないということで反対いたします。

○松永憲明委員長

ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

それでは、山下明子委員から反対意見がありということでございますので、意見が分かれている第30号議案については挙手採決を行いたいと思います。

その後……

(「ちょっとその前に、委員間討議はできますか。」と呼ぶ者あり)

それは構いません。

(「大丈夫ですか」と呼ぶ者あり)

はい、いいと思います。

○白倉委員

今、反対表明をされた山下明子委員にちょっとお尋ねしたいんですけども、今回の条例内容としては、大財から白山に持ってくる住所が変更とか、その辺も含めてなんですけど、そのこと自体にどうなのかという言葉を実は使われたんですが、だから、どうだから反対なんですか。所在地が移ること……。

○山下明子委員

どうなのかという疑問を呈する立場から反対という言い方をしましたね。だから、私は社会教育の場からどんどん外れていくという懸念を持つために、そういう意味で疑問を呈し、反対ということです。疑問を持っていますという意味で反対です。

○松永憲明委員長

白倉委員、いいですか。

ほかに何かつけ加えるとか、ないですね。

(「いや、ないです」と呼ぶ者あり)

それでは、この第30号議案については挙手採決をしていきたいと思いますが、その後、第10号議案、それから第11号、第12号、第16号、第37号、この議案については簡易採決でいきたいと思いますが、よろしゅうございますでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

それではまず、異議なしということでございますので、そのように順次採決をしたいと思えます。

それではまず、意見が分かれまして第30号議案について採決を行います。

第30号議案、賛成の方の挙手を願います。

(賛成者挙手)

賛成多数ということで、第30号議案は原案を可決すべきものと決定いたしました。

それでは、あと残りの議案についてですけれども、一括して採決をしたいと思えます。

お諮りいたします。

第10号から11号、12号、16号、そして、37号について採決をしたいと思えます。

原案を可決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。よって、以上の諸議案はそれぞれ原案を可決すべきものと決定いたしました。

以上で当委員会に付託されました議案の採決を終了いたします。

次に、本会議の委員長報告についてはいかがでしょうか。

(発言する者あり)

そしたら、公民館問題のところの、何か皆さん方から……

○山下明子委員

ほかにもいろいろあったじゃないですか。重田委員からとか、人の不足のこととかあったじゃないですか。

学芸員もだし、嘱託の職員のこととか、ずっと一連のいろんな不足している学校教育のことから、不足する人たちのことが結構続いていたので、それぞれに意見が出ていたので、ちょっとそこら辺をぐっとまとめて……

(発言する者あり)

そうそう、ここで出た話だけれども……

○松永憲明委員長

そこはあんまり……

○山下明子委員

出なかったっけ。

○松永憲明委員長

人の話は出ましたですよ、足りないというのは。

(発言する者あり)

以上ぐらいでいいですか。

○白倉委員

あれはいいですか、国保の11億円はどうしますか。

(発言する者あり)

大丈夫ね、今回補正じゃなかったら、それは上げられんことやけんね。当初じゃないから大丈夫ですね。

○山下明子委員

何か当初予算とか条例にかかりそうなやりとりだなと思って聞いていたんですが。

○重田委員

いや、非常に微妙なところですよ。

○山下明子委員

補正を既に超えて、次の話に行っているような気がしながら聞いていたんですが。

○重田委員

あくまでも補正にひっかかる部分で報告できればお願いします。

それから、11億円の話は当然できることです。

○白倉委員

だから、あとね、ちゃんと早目に計画を立ててどうかこうとかという意見——あっ、違うか。だけど……。

(発言する者あり)

○松永憲明委員長

だから、今回じゃなくてもいいということでもいいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

それじゃ、今言われたことを踏まえて検討してやっていきたいと思います。

最後に、委員会の会議録が公開されることに伴いまして、委員会における字句、数字その他の整理についてお諮りをいたします。

本委員会の議事録につきましては、字句、数字その他の整理については、委員長に一任されたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議がないようでございますので、委員長に一任することに決定いたしました。

これで文教福祉委員会を終了いたします。